

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

特殊関係使用人ってだあれ？

Q：今回の改正では、役員の特殊関係使用人の給与について、過大なものは損金に算入されなくなりましたが、特殊関係使用人とはどのような人をいうのでしょうか。

A：役員親族などです。

【解説】

平成10年度の改正では、「過大な使用人給与の損金不算入」制度が新設され、役員と特殊の関係にある使用人に対する過大な給与については、損金に算入されなくなりました。

この制度は、同族会社が使用人である役員の親族等に過大な給与を支払うことにより、支払った側では全額損金として認められ、一方受け取った使用人側では、給与収入から給与所得控除額が差し引かれることにより、相対的に低い所得税率が適用されることから、過度の節税方法として利用されるケースも見受けられたため、その防止策として設けられたものです。

役員と特殊の関係にある使用人の範囲は、次のように規定されています。

- (1) 役員親族
- (2) 役員と事実上婚姻関係同様の関係にある者
- (3) 上記以外の者で役員から生計の支援を受けている者
- (4) (2)及び(3)該当者と生計を一にするこれらの者の親族

また、過大かどうかの判定は、その使用人の職務の内容、法人の収益及び他の使用人への支給状況等に照らして行われます。

